

令和3年度滑川町保育施設入所選考基準表

○基本点数

種別	番号	項目	点数	父	母	
就労・就学	1	労働時間	1か月に170時間以上の労働	10		
	2		1か月に160時間以上の労働	9.5		
	3		1か月に150時間以上の労働	9		
	4		1か月に140時間以上の労働	8.5		
	5		1か月に130時間以上の労働	8		
	6		1か月に110時間以上の労働	7		
	7		1か月に90時間以上の労働	6		
	8		1か月に64時間以上の労働	5		
		9	在学・職業訓練	教育施設への在学・職業訓練	1～8を準用	
求職	10	求職中	現在労働をしておらず、求職中	1		
	11		1か月に64時間未満の労働をしており、求職中	3		
父・母不在	12	ひとり親世帯	死亡・離婚・行方不明等	10		
出産	13	出産関係	出産(予定日)が属する月及び該当月の前後2か月	10		
疾病・障害	14	疾病	児童の保育が完全に不可能な状況	10		
	15		児童の保育が困難な状況	8		
	16		児童の保育が部分的に困難な状況	6		
	17	障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳○A・A、精神障害者保健福祉手帳1級	10		
	18		身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	8		
	19		身体障害者手帳4級以下、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級	6		
介護・看護	20	介護・看護	1か月に170時間以上の介護・通院付添等	10		
	21		1か月に160時間以上の介護・通院付添等	9.5		
	22		1か月に150時間以上の介護・通院付添等	9		
	23		1か月に140時間以上の介護・通院付添等	8.5		
	24		1か月に130時間以上の介護・通院付添等	8		
	25		1か月に110時間以上の介護・通院付添等	7		
	26		1か月に90時間以上の介護・通院付添等	6		
	27		1か月に64時間以上の介護・通院付添等	5		
災害	28	災害	火災、風水害で家屋損傷その他災害復旧	10		
家庭内暴力	29	家庭内暴力	家庭内暴力により保育を行うことが困難であると認められる状態	10		
虐待	30	虐待	児童虐待の恐れがあると認められる状態	10		
育児休業	31	育児休業	育児休業の間に引き続き保育施設の利用が必要である場合(継続のみ)	9		
その他	32	その他	上記の状況に類するものとして町長が認める場合	0～10		

【基本点数について】

- 1 父母それぞれの点数を合算して世帯の点数とする。
- 2 父あるいは母の状況が複数の項目に該当する場合は、原則として点数の高い状況を取り世帯の点数とする。
- 3 労働時間に通勤時間は含まない。

○調整点数（世帯）

種別	番号	項目		点数	世帯
世帯の状況	1	被保護世帯	生活保護受給世帯	10	
	2	ひとり親世帯	父子、母子世帯（離婚調停中（同居している場合を除き、事実確認ができる書類の提出がある場合）含む。）	8	
	3	同居祖父母（65歳未満）の状況	保育ができない事由を持たない65歳未満の同居祖父母がいる場合	-5	
	4	虐待・家庭内暴力	虐待や家庭内暴力の恐れがあると認められ、社会的養護が必要な場合	10	
	5	世帯主又は生計中心者の失業	世帯主又は生計中心者の失業により、就労の必要性が高いと認められる場合	2	
児童の状況	6	兄弟・姉妹	保育施設に入所中の兄弟・姉妹有（新規入所申込みの場合のみ。）	1	
	7	認可外保育施設等在籍	認可外保育施設等に有償で保育されていることを常態	1	
	8	幼稚園施設在籍	幼稚園・認定こども園の幼稚園部分に預けていることを常態（R2.10.1時点で滑川町に在住）	1	
	9	障害児	児童が障害を有する場合	1	
	10	地域型保育給付施設の卒園児童	地域型保育給付施設を卒園予定	3	
その他	11	転所希望	すでに保育施設を利用しており、転所を希望している場合（町外の保育施設から町内の保育施設に通所させるための転所希望を除く。）	-0.5	
	12		兄弟・姉妹を同一の園に通所させるための転所希望	2	
	13	育児休業明け	育児休業を取得しており、児童の入所に合わせて就労先への復帰を予定している場合	1	
	14	育児休業延長	育児休業延長のため、入所保留を希望する場合	-25	
	15	保育料	正当な理由が無く同一世帯の保育料を6か月以上滞納している場合	-10	
	16		正当な理由が無く同一世帯の保育料を3か月以上滞納している場合	-5	
	17	待機期間	前年度の4月入所申込みを行い、1年間待機児童となっている場合	1	
	18	その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされる場合	10	

○調整点数（父母の状況）

種別	番号	項目		点数	父	母
労働状況	33	保育士等	保育士資格等を有し、町内保育施設に復職予定又は内定している	5~10		
疾病の状況	34	疾病の状況	指定難病	1		

【調整点数について】

- 調整点数（父母の状況）の加減算は、父母それぞれの点数に対して行い、調整点数（世帯）は父母の合計点数に対して加減算を行う。
- 各項目は重複して加減算する。
- 調整点数は、保護者からの申請に基づき必要な書類が提出された場合等に適用する。
- 同居者については、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む。  
また、世帯が別であっても同一住所地及び同一敷地内の別建物の場合は同居とみなす。

【同一点数世帯の優先順位】

- 母子・父子のみの世帯、生活保護世帯
- 養育している未就学児の人数が多い世帯
- 同世帯に障害者がいる世帯
- 基本点数が高い世帯
- 入所待機期間が長い世帯
- 主たる保育者の勤務年数が長い世帯
- 主たる保育者の勤務地が遠い世帯
- 保育料の滞納がない世帯